八、株式会社やま磯に対する件

昭和四十七年（排）第十七号

排除命令

広島県広島市東震二丁目四番十八号
株式会社　やま磯
右代表者　代表取締役　磯　部　武　治

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　株式会社やま磯は、その販売する小売価額百五十円の「味附わかめ」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するため、すみやかに、同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容物は包装箱の総容積の約二十パーセントに相当する量しかなかった旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、その販売する小売価額百五十円の「味附わかめ」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて、過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいてした公示について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社やま磯（以下「やま磯」という。）は、肩書地に事務所を置き、味附わかめおよび食品のりの製造販売業を営む事業者である。

二　やま磯は、小売価額百五十円の「味附わかめ」と称する商品（別添写）を昭和四十四年ごろから製造し、神奈川県およびその他の地域に販売している。

当該商品は、縦七・八センチメートル、横七・八センチメートル、高さ十五・三センチメートル（総容積約九百三十一立方センチメートル）の「味附わかめ」と表示された包装箱に、わかめが直径六・六センチメートル、高さ十三・一センチメートルの円筒缶に入れられたうえ詰められており、あたかも外見からは、わかめが包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該商品の内容物であるわかめは、セロファンの袋に包まれ円筒缶に詰められており、その総体積は包装箱の総容積の約二十パーセントに相当する量しかない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、やま磯は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十七年六月十六日

公正取引委員会

委員長　谷村裕
委員　高橋勝好
委員　橋本徳男
委員　呉文二

別添写

